

# 2017年度 GSK医学教育事業助成 【B】

## <目次>

### ◎募集要項

1. 目的
2. 応募の資格
3. 募集する医学教育事業
4. 募集対象外の医学教育事業
5. 助成金額
6. 応募方法
7. 応募期間
8. 助成期間
9. 審査
10. 審査結果の通知と発表
11. 助成金給付契約の締結
12. 助成金の交付方法と期日
13. 助成金の使途
14. 教育事業の成果および会計報告
15. 情報公開の義務
16. その他
17. 作成・改訂履歴

### ◎医学教育事業助成申請時の留意事項

1. 応募方法
2. 提出書類
3. 書類提出先
4. 応募締切日
5. お問い合わせ先
6. その他

## 2017年度 GSK 医学教育事業助成 募集要項

### 1. 目的

「GSK 医学教育事業助成」は、医学関係学会/医会が独立して企画・運営する医学教育事業を助成することで、医療関係者の知識・能力の向上を通じ、本邦における医療の質の向上に寄与する事を目的とする制度です。

### 2. 応募の資格

応募者は、以下を満たす医学関係学会/医会とします。

- (1) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件（別紙1を参照）を満たす。
- (2) 全国組織で運営されている。
- (3) 2017年1月現在1,000人以上の正会員を有する。但し、稀少疾患(肺高血圧症)は会員数を問わない。

### 3. 募集する医学教育事業

下記の条件を満たしている医学教育事業を助成対象とします。

- (1) 医療関係者を対象としていること。  
医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等をいう。
- (2) 事業の必要性、目的、事業計画ならびに教育効果測定 of 具体的内容が明記され、一貫性および整合性が認められること。
- (3) 事業内容は、医学教育に関わる一連のプログラムがひとつの事業として構成されていること。
- (4) 単年度もしくは3年以下の期間におよぶ事業であること。
- (5) 申請される事業は本制度に基づく助成金および応募者の自己資金（比率は問わない）のみで実施されること。
- (6) 次に示す疾患領域に関する医学教育事業であること。

- ・呼吸器疾患
- ・皮膚疾患
- ・泌尿器疾患
- ・神経・精神疾患
- ・稀少疾患（肺高血圧症）

#### 4. 募集対象外の医学教育事業

- (1) 日本国内で行われない医学教育事業
- (2) すでに実施済みの医学教育事業、もしくは公募時点で進行中の医学教育事業
- (3) 既に GSK 医学教育事業助成を受けている学会/医会

#### 5. 助成金額

一事業につき、250 万～1,500 万円

#### 6. 応募方法

所定の申請書式に必要事項を記入し、提出書類（別添「医学教育事業助成申請時の留意事項」を参照）と共に応募してください。

申請書の作成にあたり参考としていただく審査項目・審査基準を送付いたしますので、事務局までメールにてご連絡ください。

なお、同一年度に、同一の学会/医会から、複数の医学教育事業を応募することはできません。

#### 7. 応募期間

2017 年 2 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日（6 月 30 日必着）

#### 8. 助成期間

単年度もしくは 3 年以下の期間の医学教育事業に対し、採択された実施計画に応じた助成金の拠出を行います。但し、教育事業の実施期間は、採択結果通知後から各学会/医会の年度末までとします。

#### 9. 審査

助成事業の採択は、外部有識者による審議を経て、決定されます。

提出していただいた資料をもとに、主に以下の観点から審査させていただきます。

また、応募された事業の件数、申請金額の規模、審査の結果により、助成されないことや申請金額から減額されることがあります。

- (1) 事業の必要性、目的、計画・方法、対象者、効果測定、情報共有、継続性
- (2) 経費の妥当性
- (3) 募集要項の規定の順守
- (4) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件
- (5) 利益相反：当該団体の役員が弊社の定義する「ガバメント・オフィシャルズ」（別紙 2 を参照）に該当する人が含まれる等弊社との利益相反状況

## 10. 審査結果の通知と発表

2017年9月末までに、応募申請書に記載されている学会/医会代表者宛てに審査結果を郵送で通知いたします。また、助成事業は弊社ホームページで公表させていただきます。

## 11. 助成金給付契約の締結

審査結果の通知後、グラクソ・スミスクライン株式会社と応募者の間で医学教育事業助成金給付契約を締結していただきます。この契約は募集要項の条件と留意事項を遵守いただくために締結するものであり、締結が助成金交付の必須条件となります。

## 12. 助成金の交付方法と期日

本助成金の会計年度は1月-12月とさせていただきます。当該学会/医会が指定する口座に初年度の助成金を、2017年12月末を目途に振り込みます。

なお、事業が複数年度におよぶ場合は、弊社の会計年度に応じた助成金拠出を各年度ごとに行います。詳細は、本医学教育事業助成の事務局より申請者宛にご連絡させていただきます。

## 13. 助成金の使途

- (1) 応募申請書の記載通りの使用を原則とします。
- (2) 助成金を使用しなかった場合、または残金が発生した場合は、返却していただきます。
- (3) 助成金の使途を変更する場合、または助成金対象の事業内容に変更が生じる場合は速やかに本医学教育事業助成の事務局にご連絡ください。ご連絡頂いた内容について審査し、結果をご連絡いたします。
- (4) この助成金による事業では、座長や演者等の役割者を除く一般参加者の交通費・宿泊費等の個人費用、学会参加費に使用することはできません。また、この助成金を参加者の食費・懇親会費に使用することはできません。
- (5) 講演会、研修会、実技セミナー等の会合およびその開催方法は参加者が集まる目的に照らして適切な場所および適切な方法で開催してください。特に、会合場所が観光地、観光施設等であったり、会合のスケジュールが観光主体となるなど、会合の目的を逸脱しないでください。
- (6) その他、この助成金により使用できない経費は以下の通りです。
  - ・施設等の建築費（増改築を含む）
  - ・恒常的に使用する取得価格50万円以上かつ耐用年数1年以上の什器備品
  - ・学会ホームページ管理費

- ・学会会員管理システム費
- ・常勤または非常勤の職員の人件費
- ・学会事務局員の旅費、宿泊費等

#### 14. 教育事業の成果および会計報告

教育事業の成果（進捗状況）および本助成金の支出報告を助成期間終了まで、毎年11月末までに、本医学教育事業助成の事務局宛てにご提出ください。

また、教育事業がすべて終了した際には、最終報告書および最終会計報告書を本医学教育事業助成の事務局にご提出ください。

会計報告の内容について確認させていただくことがございますので、当該事業で使用した証憑は、税法上必要とされている期間は保管くださいますようお願いいたします。会計報告は、GSKの社内会計監査の対象となります。

#### 15. 情報公開の義務

- (1) 本助成制度に関しては「グラクソ・スミスクライン株式会社 医療機関および医療関係者との関係の透明性に関する指針」に則り、弊社ホームページ上および社外向けパンフレットで情報公開させていただきます。
- (2) 当該学会/医会のホームページなどで、当該事業の概要を公表いただき、“「GSK医学教育事業助成」による事業である。なお、GSKは本医学教育の内容、演者または聴衆の選定には関与しておりません。”ことを明記ください。また、弊社ホームページ上で当該事業内容の概要を公開させていただきます。
- (3) 当該学会/医会で定める利益相反のルールに従って、当該事業が“「GSK医学教育事業助成」による事業である”ことを参加者にお知らせください。

#### 16. その他

- (1) 本医学教育事業助成の事務局が本助成に関して取得する個人情報、審査作業に関連する業務の目的のみに利用し、必要な範囲に限定して適切に取り扱います。
- (2) 助成対象の団体として相応しくない行為があったときは、助成を取り止めたり、助成金の返還を求めることがあります。

#### 17. その他作成・改訂履歴

- (1) 2017年1月27日作成：新規作成

以上

連絡先 : GSK 医学教育事業助成事務局  
e-mail:jp.gsk-ime@gsk.com

別紙 1 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件

- A) 異なる医療機関等に所属する多数の医療担当者等の組織、あるいは主として医療担当者等以外の組織に医療担当者が関与している場合であって、単に親睦や娯楽を目的とする組織ではなく他の明確な目的を有した組織であること
- B) 会則等の組織規定、総会等の意思決定機関を持ち、会長、代表幹事等の代表者の定めがあること
- C) 独立会計を行っていること（会費の徴収等）
- D) 明確な事業計画を有し、定例的に事業目的に則った活動が行われること
- E) 医療担当者等の所属する医療機関等の通常の医療業務や医療機関等の広告・宣伝、受診勧誘を目的とする組織でないこと
- F) 医療機関等が所属する医療担当者等のための研修と同様の内容を行う組織でないこと
- G) 参加医療担当者等の医学的知識・医療技術・その他の関連知識等の習得・向上の共同研修を主目的とする組織でないこと

## 別紙2 ガバメント・オフィシャルズ

医療関係者が以下の職務を有する場合、ガバメント・オフィシャルズと定義します。

- A) 国公立医療機関において、薬事審議会等に属し、医薬品の採用の可否を最終決定する権限者（薬事審議会の委員長等）である医療関係者
- B) 薬事法に基づく、治験届および副作用の確認ならびに製造販売承認、再審査および再評価に必要な審査に関して、GSKの治験薬や製品に対する各審査承認に影響をおよぼしうる役職または立場にいる医療関係者
- C) 弊社のビジネスに影響をおよぼし、答申内容が実質的な決定に等しい影響力をおよぼしうる政府機関の審議会等の委員である医療関係者
- D) 近親者（二親等以内の親族）に、弊社に影響する公的な決定を行う、または影響をおよぼしうる権限がある、またはあるとみなされうる公務員がいる医療関係者
- E) 弊社のビジネスに影響する公的資金の支出の決定または影響をおよぼしうる権限がある医療関係者

別添

グラクソ・スミスクライン株式会社  
GSK医学教育事業助成事務局

## 医学教育事業助成申請時の留意事項

申請に際しては「募集要項」を熟読の上、以下の事項に従ってください。

### 1. 応募方法

所定の申請書式に必要事項を記入し、応募してください。

申請書に記載されている内容のみで審査されますので、内容は具体的かつ詳細にご記載ください。

なお、申請書の作成にあたり参考としていただく審査項目・審査基準を送付いたしますので、事務局までメールにてご連絡ください。

### 2. 提出書類

以下①～⑦の書類をご提出ください。提出後の書類の差替えは認められませんのでご注意ください。

- ① 医学教育事業助成申請書 応募者印、学会/医会代表者印 必須
- ② 振込口座
- ③ 収支予算書
- ④ 前年度の収支決算書と事業報告
- ⑤ 定款または会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 「確認書（GSK医学教育事業助成）」 応募者自筆署名 必須

提出書類の内、「2017年度GSK医学教育事業助成申請書」、「確認書（GSK医学教育事業助成）」は、当社ホームページからダウンロードして作成してください。

### 3. 書類提出先

〒151-8566

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号 GSKビル

グラクソ・スミスクライン株式会社 GSK医学教育事業助成事務局 宛

注) 封筒の表に「GSK医学教育事業助成応募書類在中」と朱書してください。

〈書類送付時の注意〉

応募書類の送付の際は配達証明が出来る方法（特定記録郵便、簡易書留、宅急便、レターパックプラス等）で必ず送付願います。書類を受領した際にご連絡いたします。

### 4. 応募締切日

2017年6月30日（金）18:00

### 5. お問い合わせ先

弊社の営業およびマーケティングに所属する社員は、本医学教育事業助成に関与することはできません。本募集要領等に関するお問い合わせは、下記メールアドレスへ直接ご連絡ください。

注) 電話でのお問い合わせは受け付けておりませんので必ずメールでお願いいたします。

グラクソ・スミスクライン株式会社

GSK医学教育事業助成事務局

e-mail:jp.gsk-ime@gsk.com

## 6. その他

- ① 事業成果を外部に発表される場合は、以下の助成である旨ご記載ください。

「2017年度 GSK医学教育事業助成」

- ② 審査内容に関するお問い合わせはお受けできません。また、採否にかかわらず応募書類の返却はいたしません。

以上

### ◎申請内容の秘密保持

審査委員および医学教育事業助成に関する業務にあたるGSK社員は、「GSK情報を保護するための手順」に従い、申請内容に関する秘密保持の義務を持ちます。

### ◎個人情報に関する取り扱い

ご入力・ご記入いただいた個人情報は、医学教育事業助成に関する業務に利用させていただきます。また、個人情報の保護に関する法律、関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、当社プライバシーポリシーに則って適切に取り扱います。

当社プライバシーポリシーは、次のホームページからご確認ください。

<http://jp.gsk.com/jp/privacy-policy/>